

退職手当の状況

勤続年数	20年	25年	35年	最高限度額
自己都合	21.0月	33.75月	47.50月	60.0月
勸奨・定年	28.875月	44.55月	62.70月	62.7月

伊奈町は、一部事務組合の埼玉県市町村職員退職手当組合に加入しています。支給率は、この手当組合の条例で定められています。

ラスパイレス指数の状況

10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
99.8	100.2	101.1	100.0	99.9

ラスパイレス指数とは、一般行政職について、国家公務員の給料を100とした場合、当該団体の給料水準を表したものです。

特別職の報酬などの額

	区分	月額	期末手当	
給料	町長	770,000円	(支給割合) 6月期 2.25月分 12月期 2.15月分 合計 4.40月分	支給額の算定の際、算定基礎の加算措置があります。
	助役	646,000円		
	収入役	606,000円		
報酬	議長	322,000円		
	副議長	257,000円		
	常任委員長	244,000円		
	議員	229,000円		

部門別職員数の状況

各年度 4月1日現在

部門	区分	職員数		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
一般行政職	議会	4	4	4
	総務	51	50	48
	税務	17	17	17
	民生	52	55	57
	衛生	17	18	18
	農水	5	5	5
	商工	2	2	2
	土木	26	26	27
	小計	174	177	178
特別行政	教育	46	47	48
	消防	45	47	47
	小計	91	94	95
普通会計		265	271	273
公営企業等	水道	12	12	9
	下水道	8	8	8
	その他	13	13	13
	小計	33	33	30
合計		298	304	303

職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時または非常勤職員を除いています。

町職員の給与を公表します

町職員の給与のあらましを公表します。職員給与は、地方自治法や地方公務員法に基づき、町議会の議決を経て定められています。(平成15年12月1日現在)

☎ 総務課 ☎ 721 - 2111

平成14年度人件費の状況(普通会計決算)

住基人口	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
34,585人 (H15.3.31現在)	83億1,220万3千円	23億7,106万8千円	28.53%

平成15年度職員給与費の状況(一般会計予算)

職員数 (A)	給与費				1人当たりの給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
274人 (2)	10億 6,449万4千円	3億 2,038万9千円	4億 5,193万3千円	18億 3,681万6千円	665万 5,130円

( )内は、再任用短時間職員の外書き

平均給料・給与月額

一般行政職	給料	342,400円	技能労務職	給料	273,800円
	扶養手当	12,200円		扶養手当	2,800円
	調整手当	35,500円		調整手当	27,700円
	合計	390,100円		合計	304,300円
	平均年齢	41歳7月		平均年齢	47歳8月

一般行政職の級別職員数

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補・技師補	1	0.6
2級	主事・技師	20	11.8
3級	主任	38	22.5
4級	係長・主査	47	27.8
5級	課長補佐・専門員	34	20.1
6級	課長・主幹	27	16.0
7級	参事	2	1.2
合計	-	169人	100.0%

初任給額

	区分	月額
一般行政職	大学卒	177,400円
	短大卒	160,200円
	高卒	148,500円

期末・勤勉手当の支給割合

区分	6月期	12月期
期末手当	1.55月	1.45月
勤勉手当	0.70月	0.70月

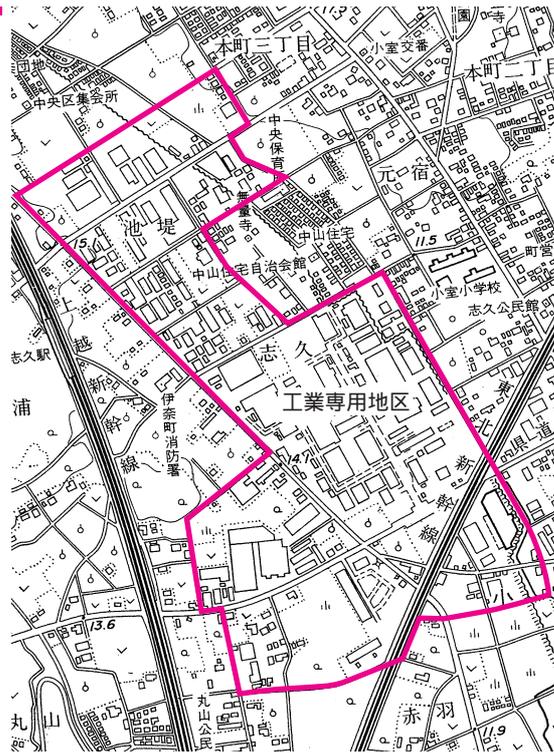
調整手当の状況

支給率	10%
-----	-----

# 下水道事業の排水区域

(第8負担区)が決定しました

工業専用地区を下水道事業受益者負担金に係る排水区域(第8負担区)として定め、単位負担金額を決定しました。



## 受益者負担金制度の概要

公共下水道が整備されると、整備されていない区域と比較して土地の利便性や利用価値が増進します。

そこで、下水道整備区域内の土地の地権者等の方々に、所有する受益地の面積に応じて、建設費の一部を負担していただき、下水道事業をより一層促進していくというのが

都市計画法に基づく「受益者負担金制度」です。

## 負担金の額は

受益者負担金の額は「伊奈町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」により、第8負担区は1平方メートルあたり310円です。

## 下水道課管理係

2432

# 平成16年度 児童クラブの 登録を受け付けます

昼間、保護者のいない家庭の小学校低学年児童等の育成、指導の助けとするため、遊びを主とする健全育成活動を行う児童クラブを設置しています。

4月から同クラブへ登録を希望される方の申請を受け付けます。

受付期間 2月16日(月)~20日(金)

受付場所 健康生活課

申請に必要なもの 登録申請書 勤務証明書等  
印鑑

必要書類は、健康生活課にあります。

設置場所 北児童クラブ(小針小学校)・中央児童クラブ(小室小学校)・南児童クラブ(南小学校)

対象 平成16年度の新小学1年~4年生

時間 放課後~18時30分(ただし土曜日および夏休み等は7時30分~18時30分)

費用 1人月額7,000円

ただし同一世帯で2人以上の児童が入所の場合、2人目以降は半額。

(おやつ代1人月額1,500円かかります)

詳しくは健康生活課児童係②144へ

## 交通災害共済

埼玉県市町村交通災害共済は、不幸にして交通事故にあわれた家庭への経済負担を少しでも軽くするために設けられたものです。

この制度は、加入者の拠出金(会費)により、見舞金を支払う相互扶助の共済組合です。万一の交通災害に備えて加入しましょう。

会費(年額) 大人900円・小人500円

共済期間 4月1日~平成17

年3月31日

加入資格 町に住居登録して

ある人、外国人登録してある人、および加入資格の被扶養者で修学のため、町外に転出している方。

加入申込書に会費を添えて申し込みください。

現在加入している人は3月末日で加入期間が満了となりますので、継続加入されることをお勧めします。

なお、小・中学生(平成元年4月2日から平成10年4月1日生まれの方)は、全員町費で加入しますので申し込みは不要です。

平成16年度より見舞金が別表のとおりに変更になります。

住民課②111

災害の区分	共済見舞金の額		
死亡	120万円		
傷害1 (交通事故証明書が得られる場合)	入院1日につき	2,000円	それぞれの単価に日数を掛けた金額の合計額合計額が2万円に満たないときは2万円とし、22万円を超えるときは22万円を限度とします。
	通院日往診日1日につき	1,000円	
傷害2 (交通事故証明書が得られない場合)	入院日往診日1日につき	1,000円	単価に日数を掛けた金額合計額が2万円に満たないときは2万円とし、6万円を超えるときは6万円を限度とします。

注意

とも医師等による治療日数が3日以上となるものが対象です。交通事故証明書は警察に交通事故の届け出がないと発行されません。平成15年度以前の事故については今までどおりの等級制度により支払われます。